



岡情審査第352号

平成24年7月6日

岡山市長 高谷茂男様

岡山市情報公開及び個人情報保護審査会

会長 山口和



岡山市情報公開条例第16条の規定に基づく諮問について（答申）

平成24年1月12日付け岡福第1614号による下記の諮問について、
次のとおり答申します。

記

生活保護申請却下処分取消請求事件の判決について（以下「本件公文書」
という。）の開示請求に対して、一部開示とした決定に対する異議申立て（以
下「本件異議申立て」という。）についての諮問

第1. 審査会の結論

本件公文書の開示請求に対して、岡山市長（以下「実施機関」という。）が行った一部開示決定処分は、妥当であるから、本件異議申立ては棄却されるべきである。

第2. 異議申立て及び諮問の経緯

- 1 本件異議申立人（以下「申立人」という。）は、平成23年12月1日、実施機関に対し、岡山市情報公開条例（平成12年市条例第33号。以下「条例」という。）第3条第1項の規定に基づいて、本件公文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。なお、本件請求は、電子情報処理組織にあらかじめ登録された公文書について、電子処理組織を使用して開示請求や対象公文書の閲覧ができる制度を利用して行われたものである。
- 2 上記開示請求に対し、実施機関は、同年12月15日付けで、本件公文書について、当該公文書中の原告の住所、氏名、事件番号及び判決言渡日は、特定の個人を識別することができ、また、事件名、判決の事実及び理由は、開示することによって個人の生活状況が明らかになり、個人の権利利益を侵害するおそれがあり、条例第5条第1号の個人情報に該当することを理由として、一部開示決定処分を行った。
- 3 上記決定を受けた申立人は、実施機関に対し、同年12月20日付けで、処分の取消しを求めて本件異議申立てを行った。
- 4 実施機関は、平成24年1月12日付けで、本件異議申立ての取扱いについて、条例第16条の規定に基づき、当審査会に本件諮問を行った。

第3. 申立人及び実施機関の主張の要旨

申立人及び実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

1 申立人の主張要旨

実施機関から個人情報に当たるなどとして非公開となったが、裁判は公開されているため、各情報を非公開とする趣旨は不明である。本件は非公開手続の下に行われたものではなく、純然たる民事裁判であるので、その判決文は、公開しかありえない。図書館にある昔の判例集などを見たときも、氏名なども含めて登載されていた。

2 実施機関の主張要旨

「生活保護申請却下処分取消請求事件の判決について」一部開示決定（以下「原決定」）は、原告の住所、氏名、事件番号、判決言渡日を「特定の個人を識別できるもの」として、事件名、判決の事実及び理由を「個人の権利利益を害するおそれがあるもの」として、条例第5条第1号に基づき、非開示としたものである。

条例第5条は、開示の原則とその例外を規定しており、同条第1号に該当し原則の例外となるもののうちでも、同号ただし書ア「公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当すれば、例外から除かれることになる。

今回の異議申立てにおいて、「裁判は公開されているため、情報を非開示とする趣旨は不明」とする根拠は、「何人も、裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができる。」と規定する民事訴訟法第91条第1項にあるものと推測されるが、訴訟記録の閲覧については、事件番号、当事者氏名により当該案件を特定する必要があり、前述の条例第5条第1号ただし書ア「公にされ、又は公にすることが予定されてい

る情報」には該当しないものとする。

したがって、原決定で非開示とした事項は、開示原則の例外と判断されるべきである旨、また、当該事項中に含まれる個人の生活状況に関する情報は、個人情報の中でもプライバシー性が高く、保護の必要性の高い情報であることから、特定の個人の識別が可能であるか否かにかかわりなく、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあると判断される。

第4. 審査会の判断

実施機関と申立人との間における本件の争点をめぐる諸問題に関し、当審査会は、以下のとおり判断する。

1 本件公文書について

本件公文書は、平成22年8月18日起案の文書番号岡福第979号の「生活保護申請却下処分取消請求事件の判決について」とする文書であり、担当者が判決文を課内で供覧した際に作成した起案票と添付文書である判決文である。

2 条例第5条第1号該当性について

(1) 条例第5条第1号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人を識別することができるもの（一般人が通常入手し得る関連情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を非開示情報とする旨規定している。

(2) 起案票については、全て開示されているが、起案票の添付文書である判決文については、原告氏名及び住所、事件番号、判決言渡日、事件名、また、事案の概要や認定事実、争点といったことが記載された事実及び理由については、非開示としており、各非開示部分を条例第5条第1号に照らして検証することとする。

(3) 原告氏名及び住所について

原告氏名及び住所については、いうまでもなく、特定の個人を識別することができる情報であるため、条例第5条第1号に該当することを理由に非開示としたことは妥当である。

(4) 事件番号について

裁判所では、民事事件記録等閲覧・謄写票によって、事件番号や当事者氏名を明らかにすることにより、事件が特定できれば、希望する訴訟記録の閲覧に応じているため、事件番号から訴訟記録が明らかとなる。したがって、事件番号について、特定の個人を識別することができる情報として、条例第5条第1号に該当することを理由に非開示としたことは妥当である。

(5) 判決言渡日について

判決文の中で、被告が岡山市であって、処分行政庁として岡山市北区中央福祉事務所長を明らかにしており、判決言渡日を開示することで、当該事件が特定されると、裁判所での閲覧が可能となることが考えられる。したがって、上記(4)同様に判決言渡日についても、条例第5条第1号に該当することを理由に非開示としたことは妥当である。

(6) 事件名、事実及び理由について

事案の概要や認定事実、争点といったことが記載された事実及び理由については、原告本人はもとより、原告を取り巻く者の生活状況などが詳細に記載されており、このような情報は、通常、他人に知られたくない情報であり、個人に関する情報の中でも特に保護の必要性が高い情報といえる。事件名についても、その記載によって個人の生活状況が推認できるような場合は、前述の事実及び理由と同様に取り扱われるべきであり、これらの情報について、特定の個人は識別できなくとも、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとして、条例第5条第1号に該当することを理由に非開示としたことは妥当である。

3 条例第5条第1号ただし書ア該当性について

(1) 条例第5条第1号は、いわゆる個人情報情報を非開示情報に定めるとともに、そのただし書アで、「法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」を除外している。申立人は、「裁判は公開されていること」、また、本件が「非公開手続の下に行われたものではなく、純然たる民事裁判である」こと等から「判決文は、公開しかあり得ない」と主張し、ただし書ア該当性を示唆している。

(2) ところで、訴訟記録の閲覧等については、憲法第82条第1項が「裁判の対審及び判決は公開法廷でこれを行う」と定め、また民事訴訟法第91条第1項は、「何人も、裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができる」と定めている。

しかし、訴訟記録の閲覧については、民事訴訟法第91条第2項（公開を禁止した口頭弁論に係る訴訟記録の閲覧の制限）及び同

法第92条（秘密保護のための閲覧等の制限）に例外規定があり、訴訟記録はあらゆる場合に閲覧できることにはなっていない。

しかも、裁判所での訴訟記録の閲覧については、裁判所に備え付けられている民事事件記録等閲覧・謄写票に基づき、閲覧を希望する事件の事件番号や当事者名で特定する必要がある。したがって、判決文が、条例第5条ただし書アに該当するものと判断することはできない。

4 結論

以上の理由により、当審査会は、「第1. 審査会の結論」のとおり判断するものである。

第5. 審査会の処理経過

当審査会における処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成24年 1月12日	諮問書の收受
平成24年 1月30日	審 議
平成24年 2月20日	審 議
平成24年 2月22日	実施機関側意見書の收受
平成24年 3月26日	審 議
平成24年 4月23日	審 議
平成24年 5月21日	審 議
平成24年 6月11日	審 議
平成24年 7月 6日	答 申